

平成27年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁	出張先
柴田 誠	静岡地方裁判所沼津支部・ 判事	アメリカ合衆国
伊藤寛樹	名古屋高等裁判所・判事	

提出書面

平成28年3月29日付け報告書簡

キーワード欄

- ・公判前の主張及び証拠整理の実情（当事者間におけるやりとり）
- ・公判前の主張及び証拠整理の実情（裁判官の関与一当事者主義訴訟構造の下での裁判所の介入の在り方）
- ・公判における主張及び証拠の提示状況
- ・スティピュレーション（訴訟上の合意）の活用状況
- ・陪審員に対する説示の実情
- ・評議中の陪審員からの質問
- ・Call手続（期日管理）
- ・陪審員選任手続の実情
- ・ドラッグコート
- ・予備審問
- ・有罪答弁
- ・有罪答弁後の量刑審理
- ・量刑陪審
- ・捜査協力型の司法取引の実情

・プレゼンテーション能力向上のための研鑽の実情

・ポストバーディクト（陪審員への事後のヒアリング）の実情

・連邦地裁判事（2名）、州地裁判事（2名）、連邦検察官（1名）、州検察官（2名）、公設弁護人（3名）、ロースクール教授（3名）へのインタビュー

平成28年3月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

裁判員制度関連調査・出張報告書（米国）

静岡地方裁判所沼津支部判事

柴 田 誠

名古屋高等裁判所判事

伊 藤 寛 樹

## 第1 はじめに

当職らは、平成28年2月15日（月）出国、同月28日（日）帰国の日程でアメリカ合衆国に出張し、オレゴン州ポートランド及びミズーリ州セントルイスを訪問し、各地における陪審裁判の実情等について調査する機会を得たので、その結果を報告する。

なお、各地の調査においては、静岡地方裁判所書記官松林綾子氏（ポートランド）及び前橋地方裁判所判事補田郷岡正哲氏（セントルイス）に、それぞれ多大なご尽力をいただいたものであり、深く感謝の意を表したい。

## 第2 今回の調査テーマについて

当職らの調査事項は、「陪審制度に代表される米国の刑事手続の特徴と、日本の刑事手続に還元できる事柄について」であり、その背景にある問題意識は、次のとおりである。

裁判員制度の施行後、証人尋問等の口頭でのやり取りを多くするなどの、証拠の内容を分かりやすく提示する方法を交えながら、公判の審理が行われるようになった。また、裁判員が裁判体に加わったことを踏まえ、核心に絞った合理的な審理の実現が意識されるようになってきている。しかし、依然として、

証人尋問が冗長であったり、要領を得なかつたりする事態が存在する。判断に当たってさして重要とは思われない事項を巡って長時間にわたる主張・立証が行われて審理全体が分かりにくいものとなった結果、経験則に反する不合理な事実認定に至ったと上訴審で指摘され、事実誤認を理由に、裁判員が加わってした判決が破棄される事例も出てきている（最高裁第1小法廷平成26年3月10日判決・刑集68巻3号87頁等）。

このような状況を踏まえて、裁判員が裁判官とともに的確な判断ができるようにするため、公判における主張・立証はどのようなものであるべきかが議論されており、また、その主張・立証の準備をする公判前整理手続において、裁判官が積極的に関与すべきかどうかが議論されている。

ところで、制度施行前の実務における裁判所の振る舞いには、当事者に全てを委ねた場合に重要なポイントが看過されて判断を誤るおそれがあるとする意識が働いており、むしろ、当事者に幅広く主張・立証を提示させた上、その後裁判所がしかるべき判断するのが望ましいとする感覚があったようにうかがわれる。これらの意識ないし感覚が、我が国の刑事訴訟法が大陸型の職権主義を一部取り入れた背景にあり、ひいては、精密司法と呼ばれた精緻な証拠調べと判決の形成を行う審理スタイルに繋がっていたものと考えられる。

しかし、元来、我が国の刑事訴訟法は英米型の当事者主義を基本としているから、事案のポイントとして取り上げるべき事柄を決定し、主張・立証を説得的に提示する方法を検討するのは当事者の役割であって、裁判所の関与にはおのずから一定の限度があると考えられる。加えて、裁判員が裁判体に加わることになった以上、上記のとおりの従前の審理スタイルを維持できなくなったことは明らかであるから、この機会に、刑事訴訟法が指向する訴訟構造と裁判所に期待されている役割を、改めて検討してみる必要があると思われるのであり、上記の議論にもこの点の問題意識が反映されるべきであると思われる。

そこで、市民参加の長い伝統のある米国の陪審制度において、陪審員が事案

のポイントを捉えた適正な判断ができるようにするために、当事者と裁判官がどのような役割を果たしているのかを調査することとし、具体的には、当事者の主張・立証の準備とそれらの提示がどのように行われているのか、これらに対し裁判官がどのように関わっているのか等の事柄を調査事項として情報を収集し、我が国の議論の参考に供したいと考えた。

### 第3 オレゴン州ポートランドにおける調査の概要（2月16日～2月19日）

ポートランドにおける調査は、オレゴン州連邦地方裁判所（U.S District Court of Oregon。連邦の第一審裁判所。以下、本項において単に「連邦地裁」ということがある。）とオレゴン州マルトノマ郡巡回区裁判所（Multnomah County Circuit Court。別名・オレゴン州第4区裁判所（Fourth Judicial District）。州の第一審裁判所。以下、本項において単に「州地裁」ということがある。）において実施した。

ポートランドにおける調査スケジュールは、次のとおりであった。1日目（2月16日）は、メトロポリタン公設弁護人事務所（Metropolitan Public Defender Office）のExecutive Directorであるレーン・ボルグ（Lane Borg）弁護士に対するインタビューを実施したほか、連邦地裁において、陪審員の選任手続から始まる1つの事件（違法薬物販売目的所持等事件）を傍聴した。2日目（2月17日）は、州地裁のジョーンズ判事（Judge Edward J. Jones）に対するインタビューを実施した（同判事には同日、ランチや御自宅でのディナーにもご招待いただき、貴重な話をうかがうことができた）ほか、州地裁において、陪審員候補者として出頭してきた者に対するガイダンスを見学し、引き続き、陪審員の選任手続から始まる1つの事件（黒人男性が白昼の公園で銃を用いて実行した殺人事件）を傍聴した。3日目（2月18日）は、オレゴン州マルトノマ郡検察庁の検察官（Deputy District Attorney）であるボッケルマン（Nicole M. Bockelman）氏に対するインタビューを実施したほか、連邦

地裁において、移民の帰化セレモニーを見学し、引き続き、前記の違法薬物販売目的所持等事件の続きを傍聴した。4日目（2月19日）は、連邦地裁のモスマン判事（Judge Michael W. Mosman）に対するインタビューを実施したほか、州地裁において所長判事（Presiding Judge）によるCall手続（詳しくは後述するが、予定された公判期日に公判が開ける状態になっていることを確認した上で、公判を担当する裁判官を指定することを主たる目的とする審問期日）を傍聴し、連邦地裁において前記の違法薬物販売目的所持等事件の判決宣告等を傍聴した。

以下、項目に分けて概略を報告する。

## 1 連邦地裁における陪審公判傍聴（陪審員選任手続を含む。）

連邦地裁では、違法薬物販売目的所持等の事件（ヘロインの販売目的所持3件、薬物密売目的の銃の不法所持2件、ヘロインの密売1件とからなる事案）を傍聴した。途中、インタビュー等のために退席して傍聴できなかった部分もあるが、陪審員の選任手続（2月16日午前中）から証拠調べを経て、評決・判決宣告（2月19日）に至る公判手続の全体像を概観する機会に恵まれた。

### （1）陪審員選任手続（2月16日午前中）

2月16日午前8時45分、陪審員選任手続から始まる予定の事件の傍聴のため法廷に入った。法廷で待っていると、合計36人の候補者が係官に先導されて法廷に入ってきた。陪審員（候補者）が入廷する際、法廷にいる者全員（裁判官、書記官、検察官、弁護人、傍聴人）が起立して出迎えた（その後も、陪審員等が入退廷する度に、法廷にいる者全員が起立して、陪審員等に対する敬意を表していた。）。

宣誓手続（書記官が宣誓文言を述べ、陪審員候補者全員が「I do.」と述べる。証拠調べの際の証人の宣誓も同様の方法で行われた。）の後、裁判官が、20分ほどかけて陪審制度の歴史的意義や陪審員としての仕事がコミュニティに貢献する重要な仕事であることなどを強調して候補者のモチベーションを高

める導入の説明を行った。それから、今回の裁判の日程を告げ、差支えの有無を尋ねた。この段階で、審理期間中に病院の予約が入っていると述べた候補者1名が辞退を認められ、退廷した。その後、陪審員候補者が番号順に、うち24名がバーの中の陪審員席に招き入れられ、残りの11名が傍聴席に案内された。

次に、裁判官が検察官及び弁護人の紹介を行い、検察官が、起訴状を読み上げた上で、事件関係者（証人予定者等）の氏名を紹介し、これらの者と知り合ははいないかを確認したが、該当の候補者はいなかった。次いで、裁判官が、刑事事件においては無罪の推定があることや、合理的な疑いを越えた証明が必要であることなどの説明をした後、弁護人が、隣に座っている人物が被告人である旨の紹介を行った（なお、被告人は、身柄拘束中であったが、ワイシャツとスラックスを着用して弁護人の隣に座り、当事者席に裁判所が用意した水を自由に飲み、裁判所から当事者に交付される書面を弁護人とは別に一部受け取って閲読するなど、外見的には弁護人と区別できなかった。）。

その後、裁判官が、バーの中にいる候補者に対し、一人ずつ自己紹介を求めた。候補者には質問事項をリスト化した書面が予め配られていて、それに基づいて口頭で回答していった。その書面では、明らかにされるべき個人のバックグラウンドとして、①氏名、②住んでいる地域、居住年数、③学歴、軍歴、職歴、④家族構成、⑤趣味、ボランティア活動等の余暇に行う活動が列挙されていた。家族構成に関しては、配偶者の職業を把握することにも狙いがあったようで、候補者自身の自己紹介でこの点が明らかにならなかったときは、裁判官が追加で説明を求めていた。日本で裁判員候補者に対して行っている質問に比べれば、かなり立ち入った質問をしていたが、後に担当判事（最終日にインタビューさせていただいたモスマン判事）にうかがったところ、候補者がどのようなバックグラウンドをもっているかは、公正な判断ができるかの判断に影響すると考えられており、例えば、自ら又は配偶者が法執行機関に勤めている者

の場合には、掘り下げる質問をする必要がある、ということであった。陪審の判断のバイアスを排除するための手続的手当に神経質なほど気を使っていると感じたが、判断過程に職業裁判官が関与できない制度となっていることが関係しているように思われた。

自己紹介が一巡したところで、裁判官が、候補者全員に対し一括して挙手を求める方法で、過去に裁判手続に関係した経験の有無を尋ねた。①陪審員を務めたことがあるか、②訴訟の当事者や、証人になったことがあるかが尋ねられ、該当の候補者（何人かいた）に対しては、さらに、その訴訟は、いつの・どのような事件に関するものであったかなどが尋ねられていた。かなり立ち入った質問のように思えたが、候補者たちは、開けっ広げに回答していた。日本とは、裁判を起こしたり起こされたりすることに対する感覚が異なっているように感じられた。

最後に、この事件に特有の質問ということで、裁判官が、候補者全員に対し一括して挙手を求める方法で、①自分や家族がヘロイン等の薬物に関係したことはあるか、その他、薬物犯罪について公平に判断することができないような事情はないか、②自分や家族が銃を所持しているか、その他、銃を所持する犯罪について特別に強い思い入れがあって公平に判断することができないような事情はないか、を尋ねた。何人かが挙手して、裁判官と若干のやり取りをした後、一部の者が陪審員候補者から除外された。

候補者から除外される者がいる都度、傍聴席に座っている候補者が、番号順に繰り上がってバーの中の席に移され、それまで他の候補者に行われていた質問（個人的バックグラウンド、過去に裁判手続に関係した経験の有無、この事件特有の事情）が順に尋ねられていた。

その後、裁判官が当事者に補足して質問したいことはないかを確認し、検察官は質問せず、弁護人が、①家族に法執行機関に勤めている人はいないか、②「合理的な疑いを越えた証明が必要」ということに違和感を覚える人はいない

か、という趣旨の質問を簡単にした。

以上のやりとりに概ね1時間半が費やされたところで、裁判官は、検察官及び弁護人を法廷の隅に集めて若干の協議を行った後、陪審員候補者を退廷させた。陪審員候補者が退廷したところで、弁護人が、妻が保護観察官をしている者など2名の候補者につき、公正な判断が期待できないとして除外（理由あり不選任）を求めたが、裁判官から、公平性は質問で確認できているとして却下された。ここで裁判官は、理由なし不選任（peremptory challenges）の手続に入ることを宣言して、退廷した。

裁判官が退廷した後、法廷に残った書記官が、番号順に候補者が印刷されたリスト（ここまで手続で除外された候補者については既にチェックが入っている。）を検察官及び弁護人に回覧させ、法律で定められた訴追側6名、弁護側10名の理由なし不選任の請求をさせた（まず検察官にリストを見せて1人チェックさせ、次いで弁護人にリストを渡して1人チェックさせ、さらに検察官に1人チェックさせ、という作業を法定の人数に達するまで、繰り返す。なお、連邦の刑事手続規則では、理由なし不選任の請求ができる人数は、死刑事件（Capital Case）については双方につき20名、その他の重罪事件（Other Felony Case）については訴追側につき6名、弁護側につき10名、軽罪事件（Misdemeanor Case）については双方につき3名と定められている。）。そして、リストに残った陪審員候補者を、若い番号から順に陪審員に選任するという方法で、陪審員を決定していた（日本で行われているように、除外されずに残った候補者の中から抽選で決定するという手順はなかった。）。

以上の手続を経て陪審員が確定したところで、裁判官が入廷し、陪審員候補者を再び法廷に入れた上で、陪審員の選任決定を告知し、外れた候補者を退廷させた。

## （2）陪審員に対する導入の説示（2月16日午前中）

陪審員に選任された者は、順番にバーの中の陪審席に呼び入れられ、説示（J

ury Instructions) を記載した書面を交付された。宣誓手続の後、裁判官が書面を読み上げる形で、導入の説示が行われた。この段階の説示において、①証拠に基づいて事実を認定するのが、陪審員の仕事であり、陪審員にしかできない判断事項であること、②今回の裁判で判断しなければならない事実（6つの訴因）の内容、③合理的な疑いを越えた証明を検察官がしなければならず、合理的な疑いが残るときは無罪としなければならないこと、④何が証拠で何が証拠でないか（法廷で実際に調べられた証人の証言や証拠物が証拠であり、起訴されたこと自体や証人の答えが得られなかった質問自体は証拠ではないことなど）、⑤最後まで公平な白紙の気持ちを持ち続ける必要があること、審理中どんどん心証は変わっていくものだが、その時点の気持ちをいったん口にしてしまうと後で変えるのが難しくなるから、評議が始まるまで事件について他の人と話し合ってはいけないこと、⑥事件について個人的に調査をしてはいけないこと、⑦ノートをとりたければとることができること、⑧これから検察官や弁護人が冒頭陳述を行うが、これは証拠ではないことなどが説明された。導入の説示では、判断過程に職業裁判官が関与できないことを踏まえて、陪審員による心証形成が適切になされるよう、行き届いた注意喚起がなされていると感じた。

### （3）冒頭陳述（2月16日午前中）

陪審員の選任後、若干の休廷を挟んで直ちに、冒頭陳述が開始された。

まず検察官が、陪審員席と向かい合うように設置された陳述台に立ち、予め用意した書面を参照しながら、陪審員に語りかけるように陳述した。その内容は概ね、被告人が交際中の女性と一緒にビジネスとして薬物密売を行っていたのが本件の実態だという全体の構図を提示した上で、その女性が被告人と一緒にビジネスとして薬物密売を行っていた旨供述していること、被告人も以前には薬物の密売を行っていたことは否定していないこと、被告人の身近な複数の場所から薬物、秤、銃が発見されていることなどを指摘するものであり、途中、

何度も被告人を振り返って指差し、「彼がやったのです」と訴えていた。

次いで弁護人も、前記陳述台の所に進み出て、手元の手書きのメモを参照しながら、陪審員に語りかけるように陳述した。その内容は、「訴因に掲げられた特定の事実」が立証されたかが問題であることを何度も強調する趣旨のものであったが、弁護側の具体的な攻撃ポイントが明示されることではなく、したがって、争点が明確な形で陪審員に提示されてはいないと感じた。

#### (4) 証拠調べ（2月16日午前・午後、2月18日午前・午後）

ア 冒頭陳述後、正午まで若干の時間があったので、直ちに訴追側の証人尋問に入った。訴追側の冒頭の証人は、薬物の専門家であり、ヘロインの使用方法、通常の1回あたりの使用量、薬効、においなど、一般的な背景知識を証言していた。このような証言が5分程続いたところで正午になり、休廷となった。この証人の午後の尋問の続きはレーン・ボルグ弁護士に対するインタビューのために中座し、傍聴できなかった。午後の尋問の中で（被告人の周囲から発見されたとされる）問題の薬物がヘロインである旨の証言を求めたのかもしれないが、それにしても、日本なら捜査報告書等で簡潔に立証するような前提的な事項まで証人で立証していることには驚かされた。

イ 2月16日の午後3時半、レーン・ボルグ弁護士に対するインタビューを終えて法廷に戻ると、午前中に引き続いて訴追側の証人尋問が行われており、薬物等の捜索差押えを実施した警察官4名が次々と出廷して証言した。捜索差押時の写真が多数取り調べられたが、尋問に先立って別途独立して取り調べられることはなく、尋問中に法廷内のモニター（傍聴人用のモニターのほか、証人席、陪審員席にもそれぞれモニターが設置されていた。）に映しながら逐一証人に説明を求める方法で法廷に顕出されていた。被告人の周囲から発見されたノート（取引の内容・顧客を記録していたとされるノート）も同様に、尋問中に法廷内のモニターに映写し、注目して欲しい記載につき検察官がモニター画面上でマーカーを引きながら、警察官である証人に、「何が読み取れるかを、

捜査官としての経験に基づいて説明」させていた。証言と証拠物等との有機的な連携が図られ、必要なことは基本的に証人の口を通して明らかにすることが徹底されている点は、日本でも見習うべきところが多いと思ったが、複数の警察官に同じ写真やノートを何度も見せて、同じような説明を繰り返し求めており、総じて重複が多いように感じられた。

ウ 2月17日は連邦地裁における審理はなく、2月18日の午前10時過ぎから審理の続きを傍聴した。同日の審理は、被告人と一緒に薬物の密売を行ったとされる交際相手の女性の証人尋問から始まった。検察官は、被告人と一緒に住居や車を換えながら薬物の密売をやっていたことを時系列で追いかながら詳細に供述させ、また、捜索差押時の写真（薬物や小分け道具等が写っている。）をモニターに映しながら説明を求めたほか、被告人の周囲から発見されたノートをモニターに映しながら、証人が書いた物ではないことを供述させ、ノートの記載から読み取れる内容についても説明させていた。

さらに、検察官は、証人が検察官との間で、被告人の法廷で真実を話すことを条件に訴因を減らす合意（司法取引）をしたこと、したがって、法廷で真実を話さないと司法取引が無効になることなどを確認していた。これに対して、弁護人は、同じ裁判官、同じ検察官の前で有罪答弁をしたことなどを証人に確認し、証人が以前にした供述を変更しにくい立場にあることを印象付けようとしていた。

捜査協力型の司法取引に基づいて共犯者の証言を得る事件では、共犯者の証言を裏打ちする確実な情況証拠がない限り、的確な判断は困難であり、本件では、ノートを記載したのは被告人であるという事実が立証されることが重要と思われたが、これを裏付ける事実（ノートの入っていたバッグが被告人の持物であったことなど）が審理の中で強調されないまま雑多な事実の立証の中に埋もれてしまっているという印象を受けた。

エ 交際相手の証人尋問が昼休みの休廷を挟んで午後2時30分頃まで続いた

が、その後も、被告人を逮捕した警察官1名、前記交際相手を逮捕した警察官1名が証人として証言した。しかし、内容的には、被告人の周囲から薬物や小分け道具、ノートが発見されたというものであり、2月16日に行われた警察官の証人尋問と重複が多いように思われた。

オ なお、交際相手の女性の証人尋問の途中で、昼休みの休廷が入ったが、その前後で、陪審員に対する最終説示の内容について検察官及び弁護人の意見を聴いて調整がなされていた。

#### (5) 論告弁論

2月18日は、警察官に対する尋問の途中で、ボッケルマン検察官に対するインタビューのために退席し、以後の手続きは傍聴できなかつたが、後に確認したところでは、弁護側の証人はなく、被告人も供述しないまま証拠調べが終了し、この日のうちに、論告弁論、陪審員に対する最終説示まで進んだ、ということであった。

当事者が審理の中で判断の要點を的確に陪審員に伝えることができてゐるかに关心があつたので、後でモスマン判事にうかがつたところ、弁護人の弁論は、「仮に被告人が薬物の密売人であったとしても、訴因で問題とされている特定の日に薬物の密売を行おうとしていたことは証明できていない（取引ノートにその日の取引に関する記載はない）」ことを強調するもので、検察官が言及しなかつた重要なポイントに光を当てる内容になつてゐた、とのことであり、難しい証拠状況の下で言うべきことを的確に指摘したと評価されていた。

#### (6) 陪審員に対する最終説示

最終説示も傍聴することはできなかつたが、後にモスマン判事から陪審員に交付した最終説示の書面を見せていただいた。

その内容は概ね、①陪審員の任務（証拠を評価して事実を認定するのが陪審員の任務であること）、②起訴されたこと自体から有罪の結論を導いてはならないこと、③余罪を考慮する際の留意点の説明（起訴されていない犯罪に被告

人が関与したことは、被告人の内心（故意・意図・計画・知識等）の認定に用いることは許されるが、起訴された犯罪を被告人が実行したこと自体の認定に用いることは許されないこと），④「合理的な疑い」の説明，⑤何が証拠で、何が証拠でないかの説明，⑥直接証拠と情況証拠とで重さの違いはないこと，⑦証人の証言を評価する際の一般的な考慮要素の説明，⑧複数の訴因は、それぞれ個別に検討する必要があること，⑨司法取引に基づく証言を評価する際の一般的な考慮要素の説明，⑩専門家証人による意見は、通常の証人の証言と同じように信用性を評価すればよいこと，⑪被告人が犯罪の現場に居合わせたことや現に犯罪が行われていることを知っていたことだけでは、被告人が違法薬物を販売目的で所持したと認めるには十分でないこと（すなわち、他の全ての証拠を総合的に考慮して、単なる情を知った傍観者ではなく、現に当該犯罪に参画していたと認定できる必要があること），⑫起訴に係る各訴因の構成要件を要素に分解して解説（その中では、「ヘロインの販売目的所持罪で有罪とするには、被告人において所持に係る物質がヘロインであると認識していることまでは必要なく、何らかの違法薬物であると認識していれば十分であること」や、「薬物密売目的の銃の不法所持罪<sup>1</sup>で有罪とするには、違法薬物密売の目的で銃を所持したことが立証されるだけでは十分でなく、別の訴因に掲げられた特定の日の違法薬物の販売目的所持につき有罪と判断されていなければならないこと」に言及されていた。），⑬縮小認定が可能な場合の説明，⑭評議に当たっての留意事項（全ての証拠を検討してから結論を出すこと、意見を変えることを恥じてはならないこと、有罪無罪の判断に当たってどのような刑罰が科されるかを考慮してはならないこと等），⑮評議中に裁判所に質問したいことが出てきたときは、廷吏を通じて書面で質問を提出すること，⑯全員一致

<sup>1</sup> 薬物密売目的の銃の不法所持罪（Title 18, United States Code, Section 924(c)(1)(A)）は、違法薬物の密売に関連する薬物犯罪を実行するにあたり、当該薬物密売の助けとする目的で銃を所持した場合、当該薬物犯罪に関して量定される刑に、最低5年を加重して量刑することを求めるものである。

の評決に達したときは、裁判所から交付された回答書（Verdict Form）に記入して裁判所に提出すること、以上のようなものであった。事実認定に当たつて一般的に留意しなければならないポイントを網羅し（②ないし⑪）、認定するべき犯罪構成要件の内容を分かりやすく説明する（⑫及び⑬）、詳細な内容であった。

**(7) 評議中の陪審員からの質問とそれに対する対応（2月19日午前中）**

2月19日は、朝から陪審員が評議に入り、その間、モスマン判事に対するインタビューを行っていたが、午前10時45分頃、評議中の陪審員から裁判所に質問が書面で提出された。

最終説示の在り方や陪審員からの

質問に対する対応を見るにつけ、裁判官が、事実認定についての陪審員の自由な判断に干渉しないように気を配りつつも、正しい判断のために必要な情報を慎重に伝えて、陪審員の心証形成が適切になされるように配慮していることが感じられた。

### (8) 評決、判決宣告（2月19日午前中）

陪審員からの質問に回答を与えて程なく、評決に達した旨の連絡があり、午前11時30分頃開廷し、陪審員を入廷させた。陪審長が書記官に評決の内容が書かれた書面（Verdict Form）を渡し、書記官がこれを裁判官に渡し、裁判官がその紙を読み上げた。すべての訴因について有罪とする評決であった。裁判官は、陪審員一人一人に、全員一致の結論であるかを確認した後、陪審員らにねぎらいの言葉をかけ、別室で質問等を受け付ける旨を述べて、陪審員らを退廷させた。

## 2 州地裁における陪審公判傍聴（陪審員選任手続を含む。）

2月17日は、午前8時前に州地裁を訪れ、陪審員候補者に対するガイダンスを見学の上、引き続き、その日にガイダンスを受けた候補者から陪審員を選任する手続（刑事事件）を傍聴し、さらにその事件の証拠調べの一部も傍聴した。その概要は、次のとおりである。

### (1) 陪審員候補者に対するガイダンス（2月17日午前）

午前8時過ぎ、候補者待機室に行ったところ、かなりの人数を収容できる大部屋に椅子が整然と並べられ、出頭してきた候補者が、ガイダンス担当の裁判官から説明を受けていた。同裁判官の説明は、陪審制度の歴史を遡り、陪審制度が司法を市民の手に取り戻した意義深い制度であることを強調するもので、市民の参加意欲を高めるような内容が語られていた。その後、15分程度のビデオが上映されたが、ビデオの内容は、刑事裁判の手続の流れ、陪審員としての職務の内容、陪審員としての仕事が公共の正義に関係する重要なものであることなどを、法曹関係者や陪審員経験者に対するインタビューを交えながら説明するものであった。その後、職員から諸注意が与えられ、若干の質疑応答の後、出頭してきた候補者の受付け（パソコンへの登録）が行われた。

アテンドの松林書記官によると、その日は、民事事件も含めて複数件の陪審裁判が予定されていたが、これら全ての事件についてまとめて候補者が呼び出

され、前記候補者待機室に集められている、ということであった。そして、事務局が、各法廷とパソコンのチャットでやりとりし、各法廷からの必要人数のオーダーに応じて、パソコンを操作して無作為抽出の方法で候補者リストを作り、出頭してきた候補者を各法廷に振り分けている、ということであった。

## (2) 陪審員選任手続（2月17日午前）

そのうちの1件（黒人男性が白昼の公園で銃を用いて実行した殺人事件）で、午前9時から陪審員の選任手続が開始されるということだったので、午前9時前、担当のスカイ判事（Judge Kelly Skye）の法廷に移動した。

法廷に入ると、予定表の上では既に終わっているはずの前の事件（詳細は不明だが、コカイン所持・不法侵入・暴行からなる事案）の公判前審問期日（Settlement Conference）がまだ始まっていなかった。弁護人の到着が遅れていて、審問の開始がずれ込んでいるようであった。弁護人が到着し審問が開始されると、裁判官から、傍聴席に来ていたソーシャルワーカーに被告人の生活環境についての質問があり、また、「精神状態に問題のある被告人ゆえ、刑務所に入れるよりも、保護観察にして一定のプログラムを受講させる方向性が望ましい」と考えているが、検討はどうなっているかという趣旨の確認があり、弁護人が有罪答弁の方向で検討中である旨答えた。検察官は、弁護人の検討に時間がかかりすぎている旨の不満を述べたが、結局、審問期日が続行になった。このような次第で前の事件の開始が遅れたため、午前9時から予定されていた陪審員の選任手続は、午前10時になってから開始された。1時間も遅れての開廷となったが、当事者や陪審員に特に不満の様子はなく、裁判所も普通に手続を開始していた。法曹関係者にも市民にも、裁判所の手続では時間の予測などつかず、待たされることも当たり前という感覚があるように見受けられた。

陪審員選任手続の流れは、基本的に前記の連邦地裁における手続と同様であったが、裁判官は、陪審員候補者に宣誓させ、今回の裁判で問題になっている訴因を紹介し、「合理的な疑いを越えた証明」が必要であることを説明した上

で、①事件関係者と知り合いではないことの確認、②今回の裁判の日程の紹介と差支えの有無の確認、③各陪審員の個人的なバックグラウンドの聴取と過去に裁判手続に関わりを持った経験の有無の確認など、一般的な事項について質問し、その後は、当事者に自由に質問させていた。

弁護人は、ニュースで被告人を見たことがあるか、公園で銃が発射されたことについてどう思うか、被告人は黒人の若者でタトゥーも入れているが、判断にあたっては白人も黒人も関係ないといい切れるかなどの質問を次々と繰り出し、陪審員候補者を適宜当てたりしながら各自の考えを引き出し、偏見をあぶりだそうとしていた。午前11時45分頃にジョーンズ判事との会食及びインタビューのために中座したが、弁護人の質問はなおも続いていて、連邦地裁と比べても陪審員候補者に対する質問が詳細で、当事者による質問にもかなりの時間を割いていた。裁判官が陪審員の判断過程に関与せず、陪審の評決に理由も示されないため、こうした面から陪審の判断の合理性を担保することができないから、バイアスの排除に神経質にならざるを得ないことがうかがえた。

### (3) 証人尋問（2月17日午後）

午後3時30分、ジョーンズ判事に対するインタビューを終えた後、前記殺人事件の傍聴に戻ったところ、目撃者の証人尋問が行われていた。目撃者の証人は、公園で子供を連れて散歩していたら突然発射音が聞こえて怖くなって逃げたこと、そのとき、黒人の男2人が話しをしていて、そのうちの1人が拳銃を持っているのが見えたが、見たのは一瞬のことであったこと、その男の顔はわからないし、身体の大きさも肌の色の濃さも説明できること、電話で警察を呼んだことなどを証言した。電話で警察に通報したことが証言された際、検察官は、通話内容を録音した記録を法廷で再生し、証人に聞かせて、それが証人の声であって、証人が実際に電話で通報したことを確認していた。他にも、事件を目撃して警察に通報した目撃者が2人尋問され、ほぼ同様の内容の証言をし、それぞれの通報記録が法廷で再生された。その後、捜査を担当した警察

官が出廷し、写真面割の状況などを証言した。その際、証人が作成した報告書（写真面割の経過を記録したもの）が、弁護人に異議がないことを確認の上で、証人によって読み上げられていた。ここでも、必要なことは基本的に証人の口を通して明らかにすることが徹底されていると感じた。

警察官に対する検察官の主尋問が終わったところで午後5時となり、弁護側の反対尋問が翌日に続行となった。連邦地裁の陪審法廷を傍聴した際にも感じたが、休廷を挟むことなく、30分ごとに証人を入れ替えながら次々と尋問を行っていたのが印象的であった。

### 3 州地裁におけるCall手続傍聴（2月19日午前）

2月19日の午前中、州地裁の所長判事（Presiding Judge）であるウォーラー判事（Judge Nan G. Waller）の法廷で、Call手続を傍聴した。

Call手続は、日本にはない手続であるが、公判期日（トライアル）の前日に当事者を召集し、予定された公判期日に公判が開ける状態になっていることを確認した上で、翌日の法廷の空き状況をにらみながら、公判を担当する裁判官を指定することを主たる目的とする審問期日である。アテンドの松林書記官によると、マルノトマ郡巡回区裁判所では、事件数が非常に多いので、当事者の準備が整っているのに担当裁判官の手が空いていないために公判期日が開けない事態を防ぐことを目的として、（複雑困難な例外的な事件を除いては）公判期日の直前に公判の担当裁判官が割り当てられることになっていて、そのための審問期日がCall手続ということであった。

午前9時に所長判事の法廷に行ったところ、当事者（検察官、弁護士、在宅の刑事被告人等）が全部で40人くらい集まっていた。午前9時15分頃開廷し、（民事事件の前に）刑事事件が順に呼び上げられていった。呼上げのあつた事件について、まず当事者双方から公判（トライアル）に向けての準備状況の報告があり、準備が整っていると、「2日間のトライアルで、来週の月曜日から開始。○○判事を担当に指定」などと裁定されていた。近日中に別の裁判

官の前で有罪答弁をする機会があるから、その結果を見てトライアルをするかどうかを決めたいとして期日変更の申立てがあって、司法取引が成立しない場合に備えて3月4日からトライアルを始めることを予定し、3月2日にCall手続の期日を開くと裁定された事件もあった。また、証拠開示に時間がかかっているので公判期日を延期して欲しいという申立てがあって、所長判事から、準備に時間がかかりすぎている、来週もう一度Call手続の期日を指定するから、連絡をとり合ってそれまでに処理しておくようにと申し渡された事件もあった。出頭した被告人が公判期日を変えて欲しいと言い出し、所長判事から、公判期日の変更には理由が必要と言っていたが、検察官が州外に証人が引っ越したため準備に時間がかかると言い、弁護人も調査にもう少し時間が必要と言い、結局、4月末に公判期日を変更し、その直前にCall手続の期日を開くことになった事件もあった。

ちなみに、アテンドの松林書記官から補足して説明を受けたアレインメント (Arraignments。罪状認否) 以降の手続の流れを紹介しておくと、軽罪事件 (Misdemeanor Cases) と重罪事件 (Felony Cases) で異なり、軽罪事件では、アレインメントから42日以内の最後の金曜日に自動的にTrial Readinessという手続期日が指定され、この期日までに当事者は証拠開示等の公判準備を進め、さらに公判期日の調整も済ませておくことになっていて、Trial Readinessの期日において、公判期日とその前日のCall手続期日が指定される (Trial Readinessの期日は、所長判事の担当ではなく、Trial Readinessの担当に割り当てられた通常の裁判官が担当する。)。その後、特に問題がなければ、予定どおりCall手続の翌日から公判を開くこととし、Call手続において特定の裁判官に事件が割り当てられる。重罪事件については、Trial Readinessという手続はなく、アレインメントからおおよそ6週間から8週間くらいの日に最初のCall手続が指定され、そこで準備状況の確認がされ、準備が整っていない場合にはCall手続が続行になる。双方の準備が整った段階で、Call手続におい

て、公判期日が指定され、特定の裁判官に事件が割り当てられる。重罪事件では、公判期日の指定はCall手続においてされるが、Call手続の期日を指定する際、その翌日から公判を開くことが前提にされている、ということであった。

事件を担当する裁判官が公判の直前になるまで決まらないことや、スケジュール管理のみを担当する裁判官がいて、それも所長判事の担当になっていることは、非常な驚きであった。公判前の訴訟準備は、基本的に当事者の自主的な協議に委ねられていて、裁判官に期待される主たる役割は、裁判遅延を防止するためのスケジュール管理にあると認識されていることがうかがえた。

#### 4 インタビュー

##### (1) レーン・ボルグ弁護士

2月16日午後1時30分から午後3時15分まで、メトロポリタン公設弁護人事務所において、レーン・ボルグ弁護士からお話をうかがった。その内容は、概ね次のとおりである。

- ・ 公判（トライアル）では真実を発見することが大切だと思いがちだが、アメリカでは、憲法に則った適正な手続で結論を出すことが何よりも大切だと考えられている。
- ・ 証拠開示の実態については、ルール上は検察官の持っている証拠は広く開示されることになっているが、検察官によっては、訴訟に負けたくないと思うあまり、弁護側に有利な証拠を弁護側に見せることをためらうことがあって、法廷で争われる。証拠開示に当たって不公正な扱いがあると、裁判官からペナルティが科される。例えば、相手方に事前に開示されていない証人が請求された場合、裁判官は休廷し、相手方当事者に当該証人と面接する時間を与えるが、請求した当事者が当該証人に相手方当事者には何も話さなくてよいなど言って、相手方当事者の面接を妨害すると、裁判官は、その証人自身を取り調べない旨の決定をすることができる。
- ・ スティピュレーション（訴訟上の合意）を使って立証対象を絞り込むことは、

裁判官だけの裁判（ベンチ・トライアル）ではよく行われるが、陪審裁判のときはあまり行われない。陪審裁判のほうが、立証事項が多くなる傾向がある。弁護人によっても違いがあり、私（レーン・ボルグ弁護士）は、証拠を絞ってやるのが好きだが、弁護士によっては、全部の証拠を出して何日間もやるのが好きという人もいる。

- 弁護側の防御方針を検察官や裁判所に伝えるかについては、検察官の準備が不十分というだけのときには伝えないが、公判では修復できない問題があつて事前に伝えておかないとフェアでないと思うとき（責任能力の主張を予定しているときなど）は伝えている。また、公判前の協議（セトルメントカンファレンス）において、裁判官（公判を担当する裁判官とは別の裁判官である。）を含めた三者で事件をどう解決するかを話すことがあり、その際、裁判官が、当事者から問題状況を聴いた上で、公訴事実の認定の見通しを告げて司法取引の協議を促すこともあるが、このセトルメントカンファレンスにおいて、司法取引を有利に進めたいとき（訴因を軽い罪に変えてもらいたいときなど）、弁護側から問題点を積極的に説明することがある。ただ、検察官は、拘置所にいる被告人が誰と打合せをしているかを把握することができるので、そこから弁護側が何を問題にしようとしているかを推測することができる。また、裁判官は、弁護人から公判前に説示についての希望（責任能力についての項目を説示に入れて欲しいなど）が出されると、そこから弁護側の主張を推測している。
- 当事者の公判でのプレゼンテーション能力を高める方策については、①ロースクールで模擬裁判の授業を行っている。②新しく弁護士になった者に対しては、事務所で外部からトレーナーを招いてレクチャーをやっているほか、先輩弁護士が法廷に付き添って、法廷での訴訟活動についてフィードバック（証人に対する質問の意図が不明だった、裁判官の質問をきちんと理解できていなかつたなど）を与えるようにしている。③3年から4年実務を経験した者を対象に、大学で行われる集中プログラム（2週間程度）に参加させ、プレゼンテー

ションスキル（例えば、証人尋問の心構えについて、主尋問では事実を語らせ、ストーリーを伝えることが大切だが、反対尋問ではYESかNOで答えられる誘導尋問で質問を組み立て、証人に多くを語らせないようにすることなど）を学ばせている。④実践とフィードバックが重要であり、実際の陪審裁判で経験を積むことが、よい訓練になる。陪審裁判では、これがどんな事件なのかというストーリーを語ることが重要であり、ストーリーに焦点を当てて質問を組み立て、証拠を提出する必要があるが、陪審裁判の経験を積むことで、ストーリーに関係のない質問や証拠を出してはいけないことを学習していく。日本の法曹も、裁判員裁判の経験を積むことで、プレゼンテーションスキルを向上させていくはずである。

- 裁判官の説示について、実務では定型の説示が用いられていて、当事者はあまり関心をもっていない。裁判官は、公判開始前に、当事者から説示についての希望を聴き、証拠調べ終了時に、当事者の希望を踏まえて作成した説示案を当事者に示して意見を求めることになっている。以前は、論告弁論の後に裁判官が説示を行っていたが、最近は、裁判官が適用すべき法律についての説示を行った後で、当事者が論告弁論をし、その後で裁判官が評議の進め方についての説示を行うようになっている。最近のやり方のほうが、どういう着眼点があるかを把握した上で論告弁論を聞いてもらえるので、当事者に好評である。
- 公判で不測の事態が生じて急きょ対応を迫られることは、よくある。証人が供述を変えることもあるし、予定していた証人で立証できないことが分かって、急きょ別の証人に取り換えられることもある。証人が事前の想定したとおりの内容を話すとは限らないことを踏まえて裁判に臨む必要がある。若手の法律家には、「強固に準備しすぎると負ける（変化に対応できなくなるから）」、「柔軟性が大切」と教えている。
- （公判で不測の事態が生じないように、公判前の段階で裁判所が主張や証拠を整理して計画的に審理を進めようという議論が、日本で行われていることを

紹介して、感想をうかがったところ) アメリカの当事者の意識としては、基本的に当事者の間で問題が生じたときにだけ裁判官の前に持って行って判断を求めることになっていて、スマートに必要なものだけ持って行けば裁判官からの信用を得ることができるし、なんでもかんでも持って行ったり、逆に全く持って行がなかつたりすると裁判官からの信用が得られない。スマートに振る舞うことによって裁判官からの信頼が得られて、訴訟活動がやりやすくなる。

- ・ (間接事実を積み上げて立証していくタイプの事件において、あまりに些末な間接事実まで立証されて、裁判員が判断のポイントを見誤らないように、公判前の段階で裁判所が主張や証拠を積極的に整理しなければならないという議論が、日本で行われていることを紹介して、感想をうかがったところ) アメリカにおいて当事者の立証活動に対する裁判官の関与の実情は、次のようなものである。陪審員に偏見を与えるような不適切な証拠は、裁判官が排除している(ひどいときには審理無効になって、公判をやり直さなければならなくなる。)。重複証拠は、相手方から異議が出されれば裁判官が証拠排除している。関連性に乏しい証拠について、相手方から異議が出されないときにまで排除するかどうかは、裁判官のスタイルによって異なるし、連邦と州とでも扱いが違う(ポーカーフェイスを貫くのがよいと考える裁判官は、相手方からの異議がなければ証拠排除まではしない。また、連邦と州でも扱いが異なっていて、連邦の裁判所では、相手方から異議がなくても裁判官が不要と考えた証拠を排除することがあるのに対し、州の裁判所では、相手方からの異議を受けてそれにに対する裁定という形で処理されている。)。
- ・ 公判前の段階で裁判官に期待される役割は、①まずはスケジュール管理であり、締め切りをきちんと設定し、予定された日に公判が始められるように当事者に準備させることが大切である。②次に、公判前に出される各種の申立てについて、当事者が納得できる理由をつけてきちんと裁定することである。きちんとした裁定がなされることで、紛争の解決につながる。

## (2) ジョーンズ判事（州地裁判事）

2月17日午後2時から午後3時半まで、州地裁において、ジョーンズ判事からお話をうかがった。ジョーンズ判事には、同日のお昼にランチに、夜には御自宅でのディナーにご招待いただき、貴重な話をうかがうことができた。また、事前にお渡しした質問事項に対するコメントを書面でいただいた。これらの機会に説明いただいた内容は、概ね次のとおりである。

- ・陪審員が判断の要点をとらえるうえで、冒頭陳述と論告弁論が非常に重要である。

冒頭陳述は、この裁判で何が証明されていくかを予め「説明」する機会であり、陪審員の仕事の困難さを減らすことに役立つ。当事者が証明しようとしていたことの説明を論告弁論まで控えておかないとすれば、陪審員は混乱してしまうだろう。証拠調べを通じて何を探求しなければならないかを予め知らされているときに、陪審員はよい仕事をすることができる。

論告弁論は、これまでの証拠調べで出てきたものを秩序立てて整理し、陪審員を「説得」する機会である。証人は、順序立てて説明するとは限らないし、時系列の順番で呼ばれてくるわけでもないので、誰かがまとめて説明してあげる必要があり、論告弁論が重要となる。論告弁論においては自由に「議論」することが許されるが、議論は、あくまでも法と証拠（事実）に依拠して行われるべきであり、徒に感情に訴えることは許されない。

- ・陪審員は、自らの役割と担当する事件に適用されるべきルールを理解できれば、よい仕事をすることができる。長い目で見れば子供たちに対する教育（法教育）も重要であるが、裁判手続の中では説示がこの役割を担う。陪審員は裁判の専門家ではないし、評議中は誰も陪審室に立ち入ることができないので、説示が重要になる。

説示は、法廷において口頭で伝えるだけでなく、書面にして交付し、陪審室に持って行ってもらう。説示では、陪審員のなすべき仕事や、訴因に掲げられ

た罪を構成する要素（構成要件）のほか、証拠評価の指針（証言の信用性を評価する際の考慮要素、専門家ではない証人の推測・意見を受け入れるかどうかを判断する際の考慮要素、有罪無罪の判断に当たってどんな刑になるかを考慮してはならないこと、前科の存在を理由に被告人が訴因に掲げられた罪を犯したと判断してはならないこと（すなわち、前科は、被告人供述の信頼性・誠実さを評価する際に考慮できるだけであること）、合理的な疑いを越えた証明等）についても説明する。

- ・ 説示を作成するに当たっては、当事者の希望を聴きながら、定型の雛形を利用して編集することが多いが、新たに書き起こしたり、当事者に書かせたりすることも稀ではない。

公判が始まる前に、説示について、当事者と合意するようにしている。こうすることによって、当事者は、裁判官が後にどのような説明を陪審員に与えるかを分かったうえで、公判の活動を行うことができるようになる。

- ・ プレトライアルカンファレンスは、トライアル（公判）をスムーズに進めるために非常に重要なステップである。

公判のスムーズな進行のためには、何が争点なのかを把握する必要があり、これがプレトライアルカンファレンスの重要な目的である。実際、当事者の間で、何が争われているかについての認識が一致していないこともある。

法律の適用（例えば、住居侵入強盗は一般の強盗よりも重いが、キャンピングカーが住居侵入強盗の対象となる「住居」といえるかなど）について争いがあることもある。法律の適用が争われているときは、プレトライアルカンファレンスで裁判所の法解釈を示すことも可能であり、これも当事者の準備を促進し、公判を迅速に進めるのに役立つ。

証拠の取扱いについて争いがあることもある。証拠の取扱いが争われているときも、プレトライアルカンファレンスで裁判所の判断を示すことができる（例えば、被告人が窃盗をしたことの証拠として、被告人の弟が窃盗をしてい

ることを立証しようとするのは、関連性がないから認めないが、被告人に窃盗の前科があることを立証しようとするのは、事案による。）。このような証拠決定も、公判を効率的に進めるのに役立つ。

- ・ プレトライアルカンファレンスは、通常は弁護側が要求したときを開かれるが、法的な問題や証拠の採否に関してはトライアル前に審問を開くことができる旨の規定があるので、裁判官の判断で開くこともできる。私（ジョーンズ判事）は、公判をスムーズに進行させ、陪審員を長時間待たせることがないように、プレトライアルカンファレンスを開くようにしている。

昔は、いきなり公判を迎えるスタイルで審理が行われていたが、しかし、それだと、公判がゴタゴタになってしまう場合がほとんどであった。今は、証拠を事前に開示することが義務付けられている。証拠開示がきちんと行われることで、公判でどういう議論が行われることになるかの予測がつくようになる。

もっとも、弁護側が公判ですることを予定している主張については、アリバイと責任能力以外は、公判前に開示することは義務付けられていない。弁護側は隠したがるが、私（ジョーンズ判事）は、それが開示されることによって公判がスムーズにいくのでできるだけ協力を得るように働きかけるようにしている。

- ・ (間接事実を積み上げて立証していくタイプの事件において、要証事実から遠い間接事実まで漫然と立証すると裁判員の理解を妨げるから、関連性の乏しい証拠は裁判所が却下するべきであるという議論が、日本で行われていることを紹介して、感想をうかがったところ) 関連性の乏しい証拠を排除する権限が裁判所にはあるので、証拠を排除することは可能だが、相手方から異議が出ていないときに、陪審員の混乱を避けるなどの理由で、裁判官のほうから証拠を排除することはしないと思う。あくまでも当事者から異議が出されたときに処理するのが普通である。被告人が黒人だから有罪であるという立証であれば、(普通は異議が出るが) 仮に異議が出なくても排除するだろうが、基本的には

当事者の異議に委ねるのが、アメリカのシステムである。相手方が何らかの戦略であえて異議を言っていないかもしれないからである（例えば、前に証拠排除する場合の例として挙げた、被告人の弟が窃盗をしていることを立証しようとした場合であっても、弁護側は、その弟が真犯人だという主張を予定していて、有利に使えるからあえて異議を言っていないのかもしれない。）。

- 審理の中で判断のポイントを当事者が強調できているかは、弁護士による。上手な弁護士もいれば、下手な弁護士もいる。弁論に口を挟みたくなることがあり、実際に口を出してしまってもある。当事者の活動をベースに訴訟を進めていくべきではあるが、筋のよい事案（無罪の芽のある事案）に下手な弁護士がついたときは、フラストレーションがたまる。技量の乏しい弁護士に対しては、後見的見地から、アグレッシブに介入することがある。裁判所の仕事は、被告人がよい弁護士をつけたかどうかを判定することではない。
- 弁護過誤（民事の損害賠償請求）の事件で、被告が法廷で支離滅裂な発言をしたので、私（ジョーンズ判事）としては賠償責任ありと考えたが、陪審の評決が責任なしであったことがある。後で聞いてみると、陪審員は、被告が事件のときは正常な判断ができていたが、法廷に来たときは判断能力を失っていたとみたようであった。一人で判断すると重要な視点を見落とすことがあり、大勢の目で事件を見ることが大切だと思う。
- アメリカでは、事実問題について訴訟上の合意（スティピュレーション）が成立していれば、陪審に対して、その事実については合意が成立しているから証拠によって証明される必要はないと説明するだけでよい。訴訟上の合意に係る事実が真実であるか否かを裁判所が独自に判定することはない（合意された事実は、真実とみなされる）。

ただし、「合意された事実は真実とみなされる」という原則に対する例外が一つだけある。有罪答弁がなされたとき、裁判所は、当該有罪答弁に「事実的基礎」があることを確認しなければならず、被告人に「事実的基礎」を確認す

る質問をしなければならない、とされている。

- ・ アメリカでは、評決が出た後は、陪審員に守秘義務はなくなり、自由に見聞きしたことを話すことができるようになるが、当事者（法曹）が陪審員に接触して担当した事件について陪審員と意見交換することは許されていない。その結果、多くの当事者（法曹）は、自分の担当事件について陪審員の話を聞く機会を持てないでいる。しかし、これは不幸なことであり、当事者（法曹）にとって、どのように判断したかを陪審員から直接聞く機会を持つことは有益なはずである。裁判官が裁量で、陪審員から当事者（法曹）が話を聞く機会を与えることもある。このような試みは、陪審員にとっても当事者（法曹）にとっても、それぞれの経験を振り返るよい機会になる。陪審員にとっては刑事手続の中での陪審員の役割を改めて認識することになり、当事者（法曹）にとっては法廷技術を向上させることにつながる。

### (3) ボッケルマン検察官（州の検察官）

2月18日午後3時から午後4時15分まで、オレゴン州マルトノマ郡検察庁において、ボッケルマン検察官からお話をうかがった。その概要は、次のとおりである。

- ・ 公判にどういう証拠が提出され、どういう問題があるかを三者で確認・協議するための進行協議期日（モーションオブレメディ）が、公判直前に開かれることがある（今担当している来週の月曜日から公判が始まる陪審裁判では、この進行協議期日が今週の金曜日に行われる。）。この進行協議が行われると、無駄を省いた簡潔な審理が行えるようになるので、個人的には、1回か2回はやったほうがよいと思っている。

公判前には証拠排除の申立てがされていなかったのに、公判に入っていきなり証拠排除の申立てがされることがある。このようなことは、弁護側が相手方（訴追側）に問題意識を事前に知らせないようにしたいと考えたときに生じるが、効率的に公判審理を進めることができなくなる。このような事態を避ける

ためにも、公判前の進行協議をやったほうがよい。

しかし、前記進行協議期日は、法律上必ず行わなければならぬとされているわけではなく、簡単な事件では行われないし、実施されるかどうかは弁護側次第である（弁護側が公判前に処理しておくべき問題（モーション）を提起するかどうかによる。公判前に解決しておきたい問題があるとき、弁護側が事実関係をまとめた報告書を作成して裁判所に審問期日を開くよう請求し、この申立てを受けて、裁判所が前記進行協議期日を開く。）。弁護側から申立てがないのに、裁判所が主張や証拠を整理するために前記進行協議期日を開こうと提案することは、基本的にはない。裁判所は証拠の中身（事案の内容）を知らないからである。

- ・ 証拠開示は、証拠物にしても証拠書類にしても、事件に関係するものである限り、弁護側に開示することになっている。訴追側で使用する予定がないものであっても、弁護側が有利に利用することができる可能性があるから、事前に弁護側に開示するようにしている。後になって防御に必要な証拠が隠されたと言われるくらいなら、事前に見せておいたほうがよい。
- ・ 検察官の手持証拠を弁護側に幅広く開示しても、弁護側の主張が明示されることはない。弁護側が公判前に主張を明示しないといけない場合は、アリバイや責任能力の主張を予定しているときなど一定の場合に限られている。その他の場合には、弁護側から主張が明示されることなく、検察官としては、記録を読み込み、同僚の意見も聴きながら、弁護側がどこを問題にしてくるかを予想するしかない。ただ、公判前で進行協議期日が開かれると、そこでの発言から弁護側の問題意識が透けて見えることはある。
- ・ 公判で事前に予測していなかった主張や証拠が出てくることは、よくある。弁護側も請求予定の証人については事前に検察官に開示しなければならないことになっているが、公判に入ってから突然に証人が請求されることがある。検察官としては、裁判官に採用しないよう求めるが、裁判官からは、時間を与

えるから検討するようにと言わるのが普通である。この場合の検討の方法は2つあり、一つ目の方法は、陪審員を法廷から退廷させて、陪審員のいないところで検察官が証人に質問し、証人が何を言うのかを吟味することである。そのまま証言させてよいと判断できれば、陪審員を法廷に戻して証言させる。二つ目の方法は、公判期日を延期してもらって、証人について調査することである。重大な証拠であって、弁護側がわざと事前に開示しておかなかった場合は、裁判官も公判期日の延期を認める。

弁護側が予定外の証拠請求をした場合、検察官として立証を追加することはある。アメリカの刑事手続では、検察官が立証を終えた後に弁護側が反証を行うが、弁護側の反証の後に、それに対応して検察官が追加で証拠を提出することが認められている。この機会に訴追側の反証を行うことはある。

- ・ 弁護側の主張（争点）が明らかでない状況で立証を行わなければならないことから、検察官としては、手厚い立証を心がけざるを得ず、裁判の内容にもよるが、証人を多めに用意しておくことはある。
- ・ （公判前の段階で、裁判官が当事者の主張や立証を制限したり追加させたりする積極的な関与をするべきであるという議論が、日本で行われていることを紹介して、感想をうかがったところ）公判前に裁判所で行われる協議は、たいがい時間の無駄である。裁判官が公判前に事案の中身にタッチすることが厳しく制限されているからである。ただ、マフィアが関わっているような大きな事件では、裁判官が当事者と事案の解決について協議するカンファレンス（セトルメントカンファレンス）が開かれることがあり、これは有益である。
- ・ 公判の準備につき検察官として大変なことは、どういう形で証拠を提示すれば陪審員によく理解してもらえるかを考えることであり、証人の出頭を確保することである。
- ・ 当事者間で立証不要と合意した事実は公判で証明する必要がなくなるが（スティピュレーション），弁護側が立証不要とすることに同意することはあまり

ない。細かい周辺的な事実でない限り、弁護側の同意が得られず、証人によって証明することになる。

- ・ 評決後に陪審員から感想を聞くこと（ポストバーディクト）は、非常に有益である。例えば、弁護側の証人が主尋問で無意味なことしか言わなかつたので何も聞かなかつたことがあったが、陪審員にどう思われたか心配だったので、この機会に陪審員に質問したところ、効果的だったと言われたことがあった。

もっとも、当事者の側から感想を聞く機会を設定して欲しいと求めることはできず、陪審員の感想を聞くかどうか、そこに当事者を同席させるかどうかは、裁判官の裁量に任されている（裁判官だけが陪審員と話すことも多い。）。また、陪審員がこれに応じる義務はなく、協力が得られないこともある。

#### (4) モスマン判事（連邦地裁判事）

2月19日午前10時から午前11時まで、連邦地裁において、傍聴した違法薬物販売目的所持等事件の担当判事であるモスマン判事からお話をうかがった。その内容は、法廷傍聴の項目（第3の1(5)(6)(7)）に記載したほかは、概ね次のようなものであった。

- ・ 公判の1週間前に進行協議期日（プレトライアルカンファレンス）を開き、公判で提出することを予定している証人や証拠物、供述調書を確認し、そこで証拠排除の決定もしている。

今回の事件の検察側の立証は、多くの証人を立てた手厚いものであったが、よくあることである。アメリカでは伝聞法則が厳しいので書類を読めばわかることでも証人尋問で立証せざるを得ないし、検察官の立証責任が重いので、たくさん証人を立てざるを得ないからである。ただ、今回の検察官立証は、重複が多かつたことは否めない。

- ・ 当事者の主張・立証が事案のポイントをとらえたものになるようにするには、当事者に動機付けを与えることが必要であり、そのために、公判開始前に最終説示の案として、犯罪構成要件を要素に分解した説明を「証明すべきリスト」

として提示するようにしている。このことによって、当事者双方に対し、何を立証し、どこを攻撃しなければならないかを明確に意識させることができる。

公判前の進行協議（プレトライアルカンファレンス）において、裁判官が当事者と個別事案のポイントについて議論することは、民事事件では行われるが、刑事事件では異なっている。刑事事件では、訴追側が一方的に立証責任を負っていて、弁護側は、公判で予定している主張を公判前に明らかにしなくてよいことになっているからである（公判に入っても、最終弁論に至るまで、弁護側が何をしようとしているのかわからないこともある。ただ、アリバイの主張と責任能力の主張を予定しているときだけは、例外的に公判前に明らかにすることが求められる。アリバイの主張については、訴追側に調査の機会を与えることと公平でないし、責任能力の主張については、医者の検査を受けさせる必要があるからである。）。

- ・ 公判になってから予想外の主張が弁護側から提出されても、審理日程が延びることは、普通はない。訴追側の準備が整っているのが普通であるし、新たに立証を準備する時間的余裕もないからである。ただ、審理日程が延びることも、全くないわけではない。今回の事件でも、弁護側が発見された多量のヘロインについて、被告人がヘロインのヘビーユーザーだったからであると主張した場合には、専門家証人の証言が追加で必要になった可能性がある。
- ・ （裁判員の理解を容易にするため、あるいは、公判審理の日程をできるだけ短くするため、公判前の段階で裁判官が当事者の主張・立証をコントロールするべきであるという議論が、日本で行われていることを紹介して、感想をうかがったところ）私（モスマン判事）が若いころは、裁判官が、プレトライアルカンファレンスの機会に、証拠決定（証拠に対する異議の裁定）や説示案を活用して、当事者の準備を促すやり方が主流であった。このような形で裁判官が関与することによって、当事者の能力を引き上げ、また、公判をスムーズに進めることができるようになるので、とても有益である。裁判官は、特定の証拠

が出てくるかを確認することによっても、当事者の主張・立証をコントロールすることが可能である。

裁判官が当事者の主張・立証に立ち入るのは当事者主義に反するという考え方もあるかもしれないが、私（モスマン判事）は、そうは思わない。裁判官は、野球の「審判」に例えられることが多いが、次のバッターを誰にするかを決める「監督」に例えることもできる。監督（裁判官）が差配しても、プレー（裁判の内容）は選手（当事者）の手に委ねられており、監督（裁判官）が全てをとりしきるわけではない。私は、裁判官になる前は検察官として活動していましたが、プレトライアルカンファレンスをやることで、自分の判断が妨げられたと感じたことはない。

ただし、公判前に裁判官が当事者の主張・立証に関与することについて、気をつけなければいけない問題が一つある。裁判官は、当事者の請求する証拠を排除する権限を持っているが、証拠を排除する裁定を公判が始まる前にするか、公判が始まってからするかを決める権限もある。公判前の段階では、事件の内容について詳しく知らないうちに抽象的な質問によって裁定することになるが、公判が始まってから、裁定したほうがいい結論が得られることがある。当事者に対しては、25個くらい裁定を求められた問題があったら、一つくらいは公判に入ってから処理しましょうと言っている。

- ・ 相手方の異議がないときでも、不要な証拠を制限することは、法律上可能である。しかし、公判前の段階では、事件の内容についてよく知らないので、相手方の異議がないときに制限することはしたくない。公判が始まってから、多すぎると伝えて減らすようにさせている。ただ、公判前の段階でも、同じようなことを証言する証人がなぜもう一人必要なのかを説明させることはしている。
- ・ 争いがない事実については訴訟上の合意（ステイピュレーション）によって立証対象から外す処理が行われ、短くて簡単な事実については効果的である。

今回の事件でも、発見された薬物がヘロインであることだけであれば、訴訟上の合意を活用することが考えられたと思う。しかし、今回の事件では、専門家によって立証すべき事項が多数（40～50の事実）にわたっており、事前に「合意書面」を作るとすると、長い書面になり、陪審員に書面を交付することになったはずである。弁護側は、証人で立証されるよりもダメージが大きくなるという考慮から、訴訟上の合意を選択しなかったのだと思う。

#### 第4 ミズーリ州セントルイスにおける調査の概要（2月22日～2月26日）

セントルイスでは、連邦裁判所（Federal Court）と郡裁判所（Circuit Court）の庁内見学・説明、予備審問手続（Preliminary Hearing）、有罪答弁手続（Arraignment, Plea Of Guilty）、有罪答弁後の量刑判断・判決宣告手続（Sentencing）、陪審公判手続（Jury Trial）、薬物事犯で保護観察に付された被告人に対する中間審判手続（Drug Court）の各傍聴、裁判官、検察官、弁護士等及び大学教授との面談・会食などを、ポートランドにおけるのと同様の日程で適宜行った。

ところで、先に訪れたポートランドで調査事項に係る情報収集をある程度進めることができたので、セントルイスでは更に問題意識を整理し、インタビューでも焦点を絞り、各手続の傍聴でも同様の姿勢で情報収集に努めた。

それらの問題意識に即して得られた情報を総論として報告し、次に、その内容を敷衍するインタビュー等の結果を報告し、以上に示された審理手続の特徴や関係者の意識等が傍聴等の場面にどのように表れていたかについて報告する。これらの情報はセントルイス特有のものを含み、米国の各地で共通するものではないが、ポートランドと比較しても大きな相違点はなかったと思われる。

##### 1 整理した問題意識とこれに即して得られた情報（総論）

- (1) 日本では、裁判員裁判が合理的な期間内に終局することを目指すのは当然として、その際、るべき事実認定と量刑の結論に至ることを目標とし、以上の

ための公判審理及び公判前整理手続の在り方が議論されている。当事者の活動を尊重しつつ、すなわち、当事者主義の理念を尊重しつつも、上記の目標達成のため、裁判官が各手続に積極的に関与すべきか否かが議論されているものであって、この点は「第2 今回の調査テーマについて」で触れたとおりである。具体的には、①審理を計画的に進めて迅速性を確保するため、②裁判員に分かりやすい審理を確保するため、③合理性を備えた結論を確保するため、④当事者間にスキル格差がある場合にそれを補う後見的な関与をするため、以上の観点から積極的な関与が模索されているように思われる。

(2) 調査を進めると、米国では、陪審公判（トライアル）とその前段階の手続（プレトライアル）のいずれをも貫く基本理念として、市民が国家から裁判を取り戻したと位置づける歴史や文化の面のバックボーンの存在が強く認められた。裁判における最終の判断を担当するのは市民（陪審）であり、裁判官は、陪審の判断が公正かつ公平な手続のもとで行われることを担保する存在にとどまると考えられている。したがって、裁判官が陪審の判断に影響を及ぼして公正を害し、あるいは、当事者の活動に影響を及ぼして公平を害し、ひいては陪審の判断の土台を傷付けて公正を害することは許されない、との発想がある。

(3) 呼応して、トライアルやプレトライアルの手続は、裁判官の実質的な関与を極力排除しようとする構造に組み上げられていると認められた。規定上、明確にその旨を謳う例もあるようである。当事者が平等に、自由に活動することこそが公平をもたらし、ひいては陪審の公正な判断をもたらすのであって、そのような活動の実現を支えるために裁判官は存在する。

ア なじみの薄いプレトライアルの手続についてみると、事件が起訴に至ったのち、起訴に見合う嫌疑の有無を確かめる位置付けの、日本にはない予備審問ないし大陪審（Grand Jury）の手続が介在するという違いはあるが、これらの手続をくぐり抜けると、日本の公判前整理手続と同様、当事者が主張と立証の準備をする過程に進む。しかし、その過程では、トライアルを担当する裁判官

とは別の裁判官（連邦であれば Magistrate Judge, 郡であれば Associate Judge）が、一方の当事者から提起される証拠開示や証拠排除等に係る申立てを受けてその判断を示すものの、前記の基本理念に基づいて自発的・積極的関与をすることなく、手続が進んでいく。中核を占めるのは、同じく日本にはない有罪答弁手続と、そのための交渉のステップ（negotiation）であり、被告人が自由な意思決定のもとで有罪答弁をするかどうかが大きな分岐点となる。有罪答弁をすればトライアルが開かれることはなく、検察官が幾らか減刑した求刑（recommendation）をし、これを参照して裁判官が量刑を決める手続（sentencing）に流れる。有罪答弁をしなければトライアルが開かれることになり、そのための主張・立証の準備が本格化する。この有罪答弁手続も、当事者の自由を重んじる公平性が意識されて導入されている制度と理解できる。平等の観点で見ても、プレトライアルにおいて弁護人はかなり広範囲の証拠開示を受けることができ、かつ、引き換えに公判の予定主張の明示義務を課せられることはないから（原則として）、検察官と平等な立場で事件の帰趣を選択できるようになり、ここにおいて両者が事件の帰趣を巡り交渉するステージが現れると理解できる。彼らとは異なり証拠の内容を把握していない裁判官が、以上の過程に自発的・積極的に関与することはない。また、トライアルが開かれることになっても、すなわち、それは争いが深い事案であり、公平性・公正さがより強く求められる事態であるから裁判官は関与を控えるべきであるとの発想に至り、トライアルの少し前にプレトライアルカンファレンスを開いておおよその準備状況の確認をする程度の関与にとどまる。そのような関与にとどまっても、上記のとおり証拠開示の範囲が広いことと、別途、合理的期間内にトライアルを開くよう求める規定ないし運用上のルールが存在することから、審理全体がひどく長期化する事態は見られない。

イ 当事者の自由な準備に委ねられるプレトライアルを経て開かれるトライアルは、被告人・弁護人の主張が必ずしも明示されない中、合理的疑いを超える

立証の責任を負う検察官が様々な角度から手厚い立証を繰り出し、弁護人もこれに呼応して立証活動が肥大化しがちである。判断の分岐点の強調も不十分なまま、陪審が直接に証拠を目の当たりにすることの重要性が強調され、証人の証言態度等が重視されがちであるように感じられる。そのようにして冗長ないし不明確な部分が含まれようとも、当事者が自由かつ平等な立場で用意した立証である以上、裁判官が干渉して変容を迫ることはほとんどなく、むしろ、不當に変容を迫って公平性を損ない、陪審の判断の土台を傷付けて公正さを失わせたとのそしりを受けないようにする点に心血を注いでいると感じられる。その結果、陪審が証拠を理解できず、合理的な結論を備える事実認定に至らずとも、市民が最終の判断をすること自体に重きを置く陪審制度は、評決に理由を付することを求めておらず、また、事実誤認を理由とする上訴を許容していないから、結論の当否が問題にされることはない。不利益を被る当事者がいるとしても、自由かつ平等な訴訟活動を経た結果である以上、自己責任の問題として理解されているように感じられる。結論の当否が問題にならないため、合理的な結論の確保のためにトライアルやプレトライアルの段階に遡って裁判官が自発的・積極的関与をすべきか否かという議論自体が起こり得ない。

(4) そうすると、裁判官の自発的・積極的関与を導く観点として日本で議論されているもののうち、前記②及び③の観点が意識されることはほとんどなく、①についてはそれを意識せずとも別に長期化防止の手立てがあるからやはり浮上しない。これに対し、④の観点については、当地においても当事者の、特に弁護人のスキル格差が同じく存在するらしく、これを後見的に補うための裁判官の関与であればデュープロセスの精神にも反しないとして許容する余地がある模様であったが、前記の基本理念に照らし、その場合の関与も限定的に行うべきであると考えられているようであった。以下、敷衍して情報の詳細を記述する。

## 2 陪審制度の構造等に関し、インタビュー等で得られた情報（各論）

(1) 法曹に対するインタビュー等で得られた情報

ア 連邦の裁判手続に関連して

ア) リジェット弁護士（連邦の公設弁護人）

- ・ プレトライアルの手続は、Magistrate Judge のところで無罪の答弁をして始まる。その後、主張や立証を準備し、検察官の証拠の排除を求める申立てを行いながら、大陪審が認めた起訴状 (Indictment) のうちの不備がある点を検察官に指摘していく。証拠開示は予定主張を明示せずとも受けられる。アリバイと責任能力の主張は事前に明示が義務付けられているが、それ以外は明示の必要がない。証拠開示が十分でないと感じることは時々ある。例えば、警察に対し証人が口頭で答えた内容は開示の対象にならないので、事前に知るのが難しい。ただし、それも、公判の 10 日前には、検察官が請求予定の証人の証言内容を開示するよう裁判官が促してくれる。被告人に有利に働く証拠は開示が義務付けられている。連邦では 70 日以内に公判を開かなければならず、準備活動はかなりタイトになる。証拠を吟味しながら検察官と交渉し、有罪答弁をするかどうかを検討する。無罪主張の場合は検察官と交渉しないし、できない。検察官から交渉を持ち掛けってきた場合は別であるものの、それも、被告人が望まないのならしない。連邦の手続では、裁判官は以上の交渉過程に一切関与しないことになっている。
- ・ 裁判官は、証拠開示で争いが生じて裁定申立てが出た場合であるとか、検察官の証拠のうちに不当な予断を抱かせるものがあるとして排除を求める申立てが出た場合に、それらの判断のために関与したり、上記のとおり公判の 10 日前に必要な証拠開示を済ませておくよう促して準備状況を確認したりする役割を担うのみである。主張と立証の準備は当事者に委ねられており、例えば、裁判官が弁護人に対し、防御の方針や具体的な主張内容を尋ねるようなことはしない。裁判官は上記の各申立ての処理を通じ、あるいは陪審に対する説示 (Instruction) に加えてほしい事柄を当事者がリクエストした機会や、選任

手続で当事者が陪審員の選別のためにする質問の内容に触れる機会等を通じ、争点をおおまかに把握すると思われるが、それ以上に具体的な主張内容や争点の整理をすることはない。プレトライアルカンファレンスでも、公判期日から遡る準備のデッドラインを決める事、証拠開示の裁定等の様々な申立てに対する判断を済ませるよう打ち合わせることが主な命題であり、ほかに踏み込んだ整理はしない。自分としても、裁判官がより深く手続に関与することは望んでいない。プレトライアルカンファレンスにおいて、裁判官が、陪審員にとつて分かりやすい証拠調べを実現する目的から、証拠の内容がクリアになっているかどうかを当事者に尋ね、準備を進めておくよう促すこともあるが、それは、例えば、科学的証拠等の専門的知見を内容とする証拠の場合などである（公判中に、陪審員の混乱を避けるため、ボリュームが過ぎる証拠の関連性を聞いただし、省略を促すなどの働き掛けはある。）。公判担当の裁判官がプレトライアルカンファレンスを担当するが、裁判官に期待される役割は、陪審の適正な判断を導くためにいずれの証拠を取り入れるかを決める事、公判をどのように進めるか考えて指揮することである。例えば、1人の証人に対する尋問の機会が何度も与えられると審理はいつまでも終わらないから、コントロールの必要がある。裁判官が陪審に対する説示をする場合、その中に適正な事実認定のための一般的な着眼点（例えば、証言の信用性評価につき、他の証拠との整合性等を考慮すべきであることなど）を含めることははあるが、主張や立証の内容 자체をコントロールすることはない。立証の焦点がかすんでしまっているときにそれを際立たせるよう促すなどの働き掛けもしない。当事者は、プレトライアルカンファレンスの段階までに書証や物証のリストを交換し、異議を出すべきものがないかどうかを検討する。また、プレトライアルカンファレンスで請求証人のリストを裁判官に渡し、それを見た裁判官が個別の証人の必要性や関連性を尋ねることはあるが、拳証責任を負う検察官の立証を制限するのは望ましくないとする感覚があると思われる。控訴審でその立証制限につ

き違法の主張が出て争われることも考えられる。証拠として採用することにつき、相手方から異議が出ている場合にはその点の判断をするが、そうでなければ積極的に証拠採用の判断を厳格にすることはないとと思われる。関心があるのは、証人の人数や審理に要する時間についてであろう。

- 弁護人が公判前の準備において重要視し、苦労するのは独自の調査活動（現場の近隣者らからの聴取等）である。連邦の手続では、公判前に証人尋問をしてその供述を得ておくことが認められないので、情報を集めるのに苦労する。そのように準備をしても、公判で予想外の事態が起こって対応に苦慮することが常にある。検察官が請求した証人の尋問を経てみたら、こちらの防御が成り立たないと思い至る場合もあるし、逆に、証言内容がひどすぎて検察官が焦っている場合もある。以上の準備や公判での対応に必要なスキルアップを図るには、経験を積み重ねることであろう。準備に当たっては、検察官が保有する情報をできる限りこちらも把握すべきであり、また、自分が検察官ならどのような主張、立証をするかということを考えておくのが重要だと思う。その上で、最良の展開を辿る場合と最悪の展開を辿る場合の両方を想定してそれぞれの対処を考えておくべきであろう。経験豊富な先輩と話をして幅広い視野を得ておくのも有効である。なお、公判で被告人に供述をさせることはあまりないが、供述させたこともある。供述させないことが多いのは、検察官の質問で前科の存在を指摘され、その情報を陪審の前で強調されて不利に陥ることが多いからであり、そもそも、被告人と打ち合わせて供述の準備をしてもうまく供述できずに失敗することが多いからである。しかし、被告人が供述を希望するなら意思は無視できない。また、短くてもいいので、冒頭陳述でこちらのストーリーを明らかにすることは重要であり、証人を請求してアナザーストーリーを主張するときも同様である。
- 評決後に陪審員から感想等を聴取する Post Verdict という手続は、本来、陪審員に個別に接触することは禁止されているものの、陪審員の方から積極的

に話し掛けてくる場合に応じるのは可能とされている枠組みの手続である。しかし、自分は利用したことがない。陪審の評決に理由は付されないが、仮に、理由を付するよう求めると、12通りの理由が出てきて結局理解が困難になることが予想される。理由を要求する日本のシステムは興味深いと思う。

- ・ 今後、日本でシステムの検証を行う際には、公平性の確保を念頭に置いた方がよいのではないか。举証責任がどちらにあるのかということも忘れずにいるべきである。プレトライアルで裁判官が関与を強くするということは、様々な機会に情報に触れてしまい、陪審員よりも多くの情報を得てしまうということである。そのような格差のある者同士が加わって公正に、対等に評議をするのは難しいのではないか。法律の専門家ではない陪審員の感覚は大事にしたいと思うし、だからこそ自分は陪審制度が非常に気に入っている。

#### (イ) フィネラン検事（連邦の検察官）

- ・ 連邦の検察官が取り扱う事件は、州間にまたがる事件が多く、横領等のホワイトカラー（会社関係）事件、違法薬物の事件、テロリストの事件、暴力事件、銃犯罪、児童ポルノ、人身売買等である。被告人が権利を放棄しない限り、すべての事件が大陪審を経て起訴される。起訴前に行う証拠収集について、検察官や警察が独立して捜査を行う州と異なり、連邦は、F B Iなどの専門的な捜査機関が捜査を行い、その活動を検察官が監督する。捜索差押令状等の請求が必要になることが多いためである。共謀罪等、組織的な犯罪の場合に共犯者の供述を証拠収集する方法として、司法取引もよく活用する。ただし、最終的に減刑の当否を決めるのは裁判官であり、検察官が提出する司法取引の申立てを裁判官が認めるかどうかという流れになる。司法取引で得られた供述の信用性立証は、ほかの独立した証拠による裏付けがあるかどうかという点、供述の動機がいかなるものかという点（単に迎合しているだけではないこと）、証言をする公判の時点ではまだ利益が得られておらず、真摯な証言をすべき状態にあるという点、供述に一貫性があるかどうかという点に力点を置く。捜査で得ら

れた供述をメモの形で残して記録化するが、書面化したものは弁護人に開示しなければならなくなる。公判で証言が得られなかつたときに、そのメモの方を証拠として出すことは、原則、認められない。弁護人が同意している場合、口座のコピーなどの定型文書の場合、特に信用性の保障がある場合（現行犯逮捕時の供述など）、国外にいたり重い病気を患つてゐたりする場合は、例外である。また、弁護人が立ち会つてない状況で取調べを行つた場合の供述状況の録音・録画は、証拠として提出できない。被告人の取調べに係る録音・録画も同様である。そもそも、起訴されそうな状況なら被告人は取調べに応じないことが多い。稀に応じるときは弁護人の立会いのもとで被告人が自身のストーリーを述べ、これを録取することになるが、それらは公判で別の供述が現れたときの弾劾に用いる程度である。勾留中の取調べは録音・録画が必要的であるが、在宅であればそうではなく、通常、録音等はしない。実施した場合も、公判にそれを提出するには弁護人の立会いを得ていることが必要である。刑事免責制度を用いて供述を得ることもあるが、いかなる罪状を述べようとも免責されるというリスクキーな制度であるので（例えば、3名を殺害した旨述べても免責されてしまう。），利用は稀である。

- 尋問内容の適正化に関連して、弁護人が立ち会つて行う公判前の事前尋問（deposition）の、尋問予定の内容が適切かどうかの点で争いがある場合、排除の当否につき裁判官の判断を求め、よつて尋問内容を整えるという手法がある。また、公判における尋問が冗長になつたり、理解に混乱を生じさせたり、あるいは悪性格立証等のアンフェアな方法に触れたりする場合は異議が申し立てられ、裁判官の広い裁量のもとで判断が加えられる。この証拠排除の判断が控訴審でとがめられることは稀である。遡つて、プレトライアルでそのような尋問予定の内容等のコントロールをするかといえば、通常は、相手方が何を仕掛けてくるか把握できていないから、不可能であろう。弁護人が何を持ち出してくるかについては、公判の冒頭陳述や弁論を聴いてみないと明らかになら

ないのが通常である。

- ・ 証拠開示について、弁護人からの請求を受けて開示する枠組みであるが、被告人の無罪を推定させる位置付けの証拠は請求がなくても開示しなければならない。判例で定められたルールであるが、検察官としては、後でこの点の不備が問題にされることを避けるべく、当該ルールを尊重して対応している。結果として、ほぼ全面的な開示をしているので、開示を巡って争いが生じ裁判官に裁定を求めるようなことは稀である。仮に、この点の開示の不備がのちに判明して問題になると、手続をやり直して公判を再度開くという事態もあり得ると思われる。
- ・ 弁護人は予定主張を明示しなくてもよいが、公判で請求する証拠のリストを開示しなければならない。しかし、この点が徹底されず、公判で突然持ち出してきて驚かされることもある。このような対応は真実発見のために有用でなく、事前に分かっていれば補充捜査をするなどして明確にできるのに、と感じる。他方で、公判の手続は、検察官がすべてにつき挙証責任を負う構造であるから、相手方の対応頼みにできないのも致し方ないと感じるところである。具体例であるが、様々な防御の方法が考えられる事案において、弁護人が冒頭陳述まで防御の内容を漏らさず、そこで手厚い立証を用意していた結果、6週間もの日程になってしまったことがある。しかし、最終的に公判で弁護人が明らかにした主張によれば、3週間に短縮できるはずだった。そのような不測の事態をなくそうとする観点を含む前記①ないし④の観点に基づき、公判前の手続に裁判官が深く関与すべきとする議論が日本で起こっているらしいが、米国のプレトライアルカンファレンスでは、一般的に、裁判官は、公判に提出する証拠の標目と審理に要する時間の見込みを確かめるだけであり、主張・立証の整理をするようなことはない。ただし、裁判官の中には、トライアルレポートという名称の、証拠構造やあり得る法律上の主張などをまとめた15ないし20頁ほどの書面を提出するよう求める人もいる。しかし、やはり、弁護人側はなかなか

そのようなリクエストに応じないようである。プレトライアルカンファレンスで司法取引に応じるかどうかの協議もするので、その機会に弁護人の主張が分かることもあるが、同じ主張を公判でも維持するかどうかは分からぬ。

- ・ 日本の裁判官は裁判員と評議をして事実認定をし、合理的な結論の判決を、理由を付して作成するよう求められ、それゆえ審理が適切なものになるよう、当事者のスキルアップを期待しているとのことであるが、確かに、その制度の理想を追い求めようとすれば、きっちりとトレーニングされ、求められるキーポイントを正しく把握できる当事者の存在が必要になろう。しかし、日本の制度はまだ新しく、今後、一審の判断が破棄された事例等の集積を経ながら弁護士が成長していくはずであるし、そのようにして成長することが求められる。法教育の整備等の公的な事柄の検討も積み重ねていく必要がある。制度の運用が発展していくには時間が掛かるということである。「辛抱が必要か？」と問われれば、そのとおりであろう。米国にもスキルが不足し、判断のキーポイントに着目できないような弁護士が多く存在する。しかし、他方で、上訴審が第一審の誤りを指摘して正すことを繰り返し、よってルールが整備されるなどの改変が次第に加えられ、制度が整えられてきた歴史がある。なお、争いがある事案のほとんどは、陪審公判になるが、弁護人はそれを放棄してベンチ・トライアル (bench trial, 裁判官が事実認定を判断する公判審理) を選択することができ、その場合、裁判官は理由を付して事実認定の判断を判決に記載しなければならない。そうすると、当事者は、陪審公判のように上訴の余地が狭められることもなく、判決に示された理由を踏まえて上訴審で争うことができる。比べてみれば陪審の評決は、理由を付さないブラックボックスのようなものであり、手続的な誤りや法律的な誤りでもなければ結論を覆すことができない。したがって、理由を付するのは制度として合理的といえるかもしれないが、逆に、理由を付さない制度に変更するのも、一つの方向性としてあり得るのではないか。